

志木市立宗岡第二中学校PTA規約

第 1 章 総則

(目的) 本会は、保護者と教職員が協力して、生徒の教育の向上と幸福な成長を図るとともに、会員相互の教養と親睦を深めることを目的とする。

- (1) 生徒指導に関する相互研究に努める。
- (2) 生徒の福祉と文化に関する対策を図る。
- (3) 保護者と教職員の研修と親睦を深める。
- (4) 保護者と教職員と地域の協力を促進し、教育環境の整備を図る。
- (5) 家庭生活及び社会生活の水準を向上するため、成人教育を行う。
- (6) その他目的達成に必要な活動を行う。

第1条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

第2条 本会は、志木市立宗岡第二中学校PTAと称し、本部を同校に置く。

第3条 本会の住所は、埼玉県志木市下宗岡4丁目-1番-10号に本部を置く。→追加

第 2 章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体とし、次の方針にしたがって活動する。

- (1) 生徒の教育と福祉のために、活動する団体や機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に片寄る運営は行わない
- (3) 営利を目的とするような行為は行わない。
- (4) 本会または、本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) 本会は当校教職員及び教育委員会の委員等と学校問題について検討し、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提出するが、直接学校の人事、その他管理に干渉しない。

第 3 章 会員及び会費

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 志木市立宗岡第二中学校に在籍する生徒の保護者。
- (2) 当校に勤務する教職員。

第6条 会員は、会費を納めるものとし、会費は1家庭、教職員1人あたり月額200円とし12ヶ月分の2,400円とする。

ただし、特別の事情あり、会費を納める事が出来ない場合は相談の後対処することができる。

- (1) その年度の6カ月以内に転校した会員に限り返金を行う。

第7条 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第9条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入による。

第 5 章 組織及び役員

第10条 本会に本部及び各部会を置く。なお、その構成員を役員という。

- (1) 本部は、会長1名、会長補佐1名、副会長若干名、書記若干名、会計若干名、常任委員若干名をもって構成し、その構成員（以下「本部役員」という）をもって会を運営する。
- (2) 本部の下に次の部会を置く。
学年部会 保健体育部会 校外補導部会 広報部会
- (3) 前項の各部会は、各学級から選出された代表をもって構成し、その構成員（以下「専門部員」という）をもって部会の活動を行う。
- (4) 役員は、監査を兼ねることができない。
- (5) 役員の欠員補充は、前任者の残任期間とする。

第11条 本部役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長は、総会において承認する。ただし、次年度候補者の選出は、選考会による。なお、選考会の構成及び運営については細則による。
- (2) 会長補佐、副会長、書記、会計、幹事は、会長が委嘱する。

第12条 会長の任期は、1年とする。ただし、2年までは再任を妨げない。

第13条 本部役長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 会長補佐、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 書記は、本会の記録をとる。
- (4) 会計は、予算に基づき本会の会計事務を処理し、定期総会において、監査済みの決算報告をする。

第14条 各部会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 学年部会は会員相互の教養を高めるための諸行事を行い、生徒の福祉構成、学級学年PTAの運営、その他教育的諸行事の立案実施を図り他学年との調整に当たる。
- (2) 保健体育部会は、会員の保健体育向上に関すること及び会員のレクリエーション等について計画を立てその任に当たる。
- (3) 校外補導部会は、生徒の家庭生活及び社会生活並びに、生徒相互の自主的生活の補導を行う。
- (4) 広報部会は、諸行事に関する広報活動を行う。

第6章 監査及び顧問

第15条 本会に監査委員2名を置く。

- (1) 監査委員は、選考会の推薦により、定期総会において承認する。
- (2) 監査委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- (3) 顧問委員には、顧問を学校長

第16条 本会は、会長経験者を役員会の推薦により総会の承認を得て顧問とする。

第7章 会議

第17条 会議は、総会、本部役員会、運営会、特別委員会、全休会、各部会をいう。

第18条 顧問である学校長は、必要がある場合には各種会議に出席して意見を述べることができる。

第8章 総会

第19条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 当年度の事業結果報告及び翌年度の事業計画案。
- (2) 当年度の決算及び翌年度の予算案。
- (3) 規約の改正。
- (4) 本部役員他の承認。
- (5) その他重要事項。

第20条 定期総会は、毎年4月ないし5月に開催する。

- (1) 必要ある場合は臨時総会を開くことができる。
- (2) 総会に上程する資料は、総会の3日前までに会員に配布する。ただし配布できない特別な理由がある場合は、この限りではない。

第21条 総会の議決は、出席者の過半数による。

第9章 本部役員会

第22条 本部役員会は、会長、会長補佐、副会長、書記、会計をもって構成し、必要により会長が招集する。

第23条 本部役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案を調整する。
- (2) その他重要案件の調整を行う。

第10章 運営会

第24条 運営会は、本部役員及び各部会の正副部会長をもって構成し、必要により会長が招集する。

第25条 運営会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の目的を達成するため、必要な計画をたてる。
- (2) 各部会によって立案された事業計画を審議する。
- (3) 各部会の連絡調整を図る。
- (4) 総会に提案する関係書類を作成する。
- (5) 必要ある場合は、特別委員会を設ける。
- (6) その他必要な計画を立てる。

第11章 全体会

第26条 全体会は、会長、会長補佐、副会長、書記、会計、常任委員、各部会長、各部会員をもって構成し、必要により会長が招集する。

第27条 全体会の任務は、次のとおりとする。
重要事項の審議を行う。

第12章 その他

第28条 本会の運営に必要な、役員等の業務遂行のための旅費支給及び会員その他関係者の慶弔並びに、教職員の転退職及び役員の退任にかかる報償支給については、各規程による。

第13条 規約改正

第29条 本規約の改正は、運営会で発議し、総会の承認を得る。

第30条 本会の運営に必要な細則及び規定は、当規約に反しない限りにおいて役員会で立案し、運営会の承認を得る。

本規約は、昭和57年7月 3日より施行する。

附則1 昭和63年4月30日 規約の一部改正

附則2 平成 2年4月26日 規約の一部改正

附則3 平成 3年4月30日 規約の一部改正

附則4 平成 8年4月20日 規約の一部改正

附則5 平成10年5月 2日 規約の一部改正

附則6 平成11年5月 1日 規約の一部改正

附則7 平成12年5月 6日 規約の一部改正

附則8 平成14年4月19日 規約の一部改正

附則9 平成24年4月20日 規約の一部改正

附則10 平成28年4月27日 規約の一部改正

附則11 令和 3年2月27日 規約の一部改正

選考会細則

本規約第11条第1項による選考会細則を次のとおり定める。

第1条 選考会は、次の委員により構成する。

学校側職員 5名（教頭、教務、各学年代表）

本部 役員 2名

各部会から 1名

第2条 選考会の正副委員長は、委員の互選により選ぶ。

第3条 選考会の委員長は、定期総会開催までに選考会を開き、会議において、本会の役員として適任と思われる人物を本部役員及び監査委員の候補者として選出する。

第4条 候補者の選出にあたっては、広く会員からの意見を聴し、選考会で適任と思われる候補者を選出し、本人の内諾を得る。

第5条 選考会の委員長は候補者の選考経過を定期総会において報告し、承認を得る。

本規約は、昭和57年7月 3日より施行する。

附則1 平成 8年4月20日 細則の一部改正

P T A旅費支給規程

P T A規約第29条第1項の規定により、業務遂行及び関係団体の要請により出張した場合は、次の基準により旅費を支給する。

☆出張が市外の場合で、全日にわたるときは、実費運賃並びに日当1000円を支給する。

☆出張が市外の場合で、半日のときは、実費運賃並びに日当500円を支給する。

☆出張が市外で、車を使用した場合は、前項に準じて旅費及び日当を支給する。

ただし、有料の駐車料金は必要と認めた場合に支給する。
☆出張が市内の場合は、旅費を支給する。
なお、実費運賃の計算については、その時の公共の交通手段により、最も経済的方法で行う。

又、出張先が遠方で宿泊を要する場合は、その都度役員会で協議して決める。

本規程は、昭和58年5月20日より施行する。

附則1 平成 4年4月25日 規程の一部改正

附則2 平成 8年4月20日 規程の一部改正

附則3 平成11年5月 1日 規程の一部改正

附則4 平成24年4月20日 規程の一部改正

慶弔見舞報償規程

P T A規約第29条第1項の規定により、会員その他関係者の慶弔金及び見舞金並びに教職員または役員の転退職にかかる報償品の支給について、次の規程により支給する。

慶弔 見舞金

教職員の結婚祝い金	5,000円
会員の死亡による香典	10,000円
生徒の死亡による香典	花環
生徒の病気、けがの見舞金	役員会で協議して決める
会員に災害が発生した場合	同上

報 償 品

教職員の転退職及び役員の退任	記念品
----------------	-----

本規程は、昭和58年5月20日より施行する。

附則1 昭和63年4月30日 規程の一部改正

附則2 平成 4年4月25日 規程の一部改正

附則3 平成 7年5月 6日 規程の一部改正

附則4 平成 8年4月20日 規程の一部改正

附則5 平成11年5月 1日 規程の一部改正

附則6 平成18年4月28日 規程の一部改正

附則7 平成26年4月23日 規程の一部改正

附則8 令和 3年3月 7日 規程の一部改正